

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅防火施設整備補助事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「機構」という。）が、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構定款第4条第1項第4号及び公益社団法人全国公営住宅火災共済機構業務方法基本規程第5章の規定に基づいて実施する住宅防火施設整備補助事業（以下「補助事業」という。）について定めることを目的とする。

(補助事業の目的)

第2条 補助事業は、会員から共済委託を受けた住宅及び共同施設（以下「住宅等」という。）の防火・防災のための施設又は設備（以下「防火施設等」という。）に対する整備努力を支援し、もって火災等による損害の軽減・防除の実を挙げるため、第4条の年度要綱で定めた額の範囲内で実施する。

(補助対象の品目及び補助基準等)

第3条 補助事業の対象は、住宅等及び住宅団地内に関し、会員により整備、設置又は購入される防火施設等であって、対象品目及び補助基準等は、別表に掲げるとおりとする。

(年度要綱)

第4条 機構は、補助事業実施のため、毎年度、住宅防火施設等整備補助要綱（以下「年度要綱」という。）を策定し、会員に通知する。

2 年度要綱においては、1会員が当該年度に申請し、受けることができる補助対象防火施設等の補助金額の限度額を定めるものとする。

(補助申請)

第5条 補助を受けようとする会員は、別に理事長が定める公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程等施行細則（以下「施行細則」という。）で定める住宅防火施設整備補助申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、年度要綱で定める内容に即して期日までに機構に補助申請を行うものとする。

- 一 購入見積書又は工事見積書
- 二 補助対象防火施設等の設置状況を示す団地配置図又は平面図

(承認と調整)

第6条 機構は、補助申請に対して承認を行うに際しては、施行細則で定めるところにより衡平に調整を行わなければならない。

(条件の付与)

第7条 機構は、補助申請の承認にあたって、必要な条件を付することができる。

(事業の中止の届け出)

第8条 会員がやむを得ない理由で事業を中止しようとする時は、機構に届け出てその承認を受けなければならない。

(交付申請)

第9条 会員は、補助事業が完了したときは、できるかぎり早く施行細則で定める住宅防火施設整備補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、機構に提出するものとする。

- 一 補助対象防火施設等の写真

二 物品購入契約書若しくは工事請負契約書又はこれらに準ずる書類

三 納品書若しくは工事竣工調書又はこれらに準ずる書類

(補助金額の決定)

第10条 機構は、会員からの工事完了報告に基づき、補助金額を決定し、交付するものとする。

(端数処理等)

第11条 事業承認額及び補助金額は、100円未満を切り捨てるものとする。

(電子情報処理組織による手続き)

第11条の2 会員は、この規程に基づく補助申請及び補助金交付申請については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。機構に対して電子情報処理組織による補助申請及び補助金交付申請があったときは、この規程に基づく補助申請及び補助金交付申請があったものとみなす。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 防火・住宅施設改善助成実施要綱は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年6月25日から施行し、同日より適用する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

[別表]

補助対象品目	補助基準
消火器等 (消火器格納箱を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅は2戸に1本、共同施設は1棟に1本とする。 ・補助単価は、年度要綱で定める。
消火栓等 (消火栓ホースを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね20戸ごとに1基とする。 ・補助率は、年度要綱で定める。
構内照明灯	<ul style="list-style-type: none"> ・補助単価は、年度要綱で定める。
住宅用火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・1戸につき3基までとする。 ・補助単価は、年度要綱で定める。
ガス警報器	<ul style="list-style-type: none"> ・1戸につき1基までとする。 ・補助単価は、年度要綱で定める。
避難はしご、避難ハッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は、年度要綱で定める。
バリアフリー関連 (スロープ・手すり、 廊下幅確保・段差解消、 電灯スイッチ、水栓ハ ンドル、ドアノブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率は、年度要綱で定める。
その他第2条の目的の達成のために必要な範囲で理事長が定める品目	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準、補助率及び補助単価は、年度要綱で定める。

注 1 補助単価とは、1対象物に対する補助額をいう。

2 補助率とは、事業に係る経費に対して補助する率をいう。